

○議長（一條 光君）通告５番、６番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔６番 木村哲夫君 登壇〕

○６番（木村哲夫君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがって３問質問させていただきます。

まず、第１問なのですが地域づくり、人づくりについて町長並びに教育長に伺います。

まちづくり、地域づくりを行うにはその地域のよさを知り、その中心となる人づくりが重要だと考えております。その中で、やる気のある人材の発掘や育成などを行うには養成塾などを立ち上げるために種をまくことを行ってはどうか。

二つ目。そのためには情報の収集や発信を行っている、例えば財団法人地域活性化センターなどを活用してはどうか。

さらに町長の公約の一つでもある団塊の世代の活用策、この辺について町長にお伺いいたします。

また、人材育成の原点である幼児教育、学校教育、社会教育、こういった重要性について教育長のお考えをお伺いいたします。

二つ目には、加美町としての都市計画の策定について伺います。

平成22年３月26日、県の告示第270号で旧古川、岩出山、鹿島台、鳴子、中新田、小牛田、涌谷の七つの都市計画区域が一つになって大崎広域都市計画区域になりました。合併して8年目になりますが、長期視点に立った加美町の国土利用計画に基づき、加美町としての都市計画を住民参画で策定すべき時期ではないかと考えますが、町長のお考えを伺います。

三つ目に、先ほど来、４番三浦議員、５番澁谷議員、６番木村と三つ続けての農業なのですが、私は素人ではありますが、今回畜産についてお伺いしたいと思います。

先ほど町長のお話も一部出ましたが、５年に一度行われる全国和牛能力共進会、和牛オリンピックというんでしょうか、平成29年に宮城県で開催されることになりました。加美町の主要産業で町長の公約でもある和牛の里づくりと連携し、畜産農業の活性化に取り組む考えはないか町長にお伺いいたします。

以上３点お願いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 木村哲夫議員から、大きく三つにわたる質問をいただいております。一部教育長からの答弁がございますが、私から順次答弁をさせていただきます。

まず地域づくり、人づくりについてということで、地域づくりを行うために地域のよさを知り、その中心となる人づくりが重要であるという観点からの御質問でございました。

まことに同感の部分が大でございまして、やる気のある人材の発掘、育成などを行う養成塾を立ち上げてはどうかというような御提言もいただきました。振り返って私自身のことを思っておるんですが、我々、要するに高等学校卒業して農業に従事した当時を振り返れば、地域には青年会、青年団があり集落単位にもそれがございました。そして、職業的なそういう機会というものは、いわゆる農村青少年クラブ、4Hクラブと後に一つになるわけですが、こういった組織を通した研修の場がございました。望めばこれが私自身は日本ケンセイカイが主催する全国青年農業者農村青年指導者練成会という長い名称でございまして、これは全国から集まりまして静岡県御殿場の青年の家で、最初に参加したころは1週間の長丁場でございました。驚くなかれ、そのころ200人が相集うという大研修会でございました。

こういったことを思い起こしておるんですが、その後、10年ほどそういうかかわりを持ってきましたが、いわゆる高度経済成長に伴って参加する層が薄くなってきたきらいがあるというふうに思っております。いわゆる農業という職業そのものが、ほかの職種とダブって成長しながら農業そのものの純粋培養が失われたと言えはそういう形になるのかなと。それにしたがって、参加する層も減ってきたというような現象があるように思います。

しかし、いろいろな観点から見ても、今こそそういう時代を振り返りながら、呼び戻すものは呼び戻した形をしっかりとつけていくということもまちづくりにおいては非常に大事なことであるというふうに思っておりますので、そういった方向性を少し研究をさせていただきたいと。今の、だけれどもお祭りとかなどにおいて、その青年会がまだ頑張っている地域もあるわけでございますから、こういったものを核として、やる気のある人材育成を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、情報の収集や発信を行っている財団法人地域活性化センターの活用を図ってはどうかということでございますが、御案内のように、このセンターは活力あふれる個性豊かな地域社会を実現するために、まちづくり産業興しと地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域社会の振興を寄与すること目的に設立されたものでございます。地方公共団体や企業が会員となって運営されておまして、我が町でも毎年年会費、負担金として7万円を支出をしているところでございます。

この活動内容は多岐にわたっておりますが、いろいろな情報の提供、機関紙の発行、あるいはコンサルタント事業として移住交流促進の調査、あるいは研修交流事業として全国地域リー

ダー塾の運営、人材育成団体への支援など、あるいは地域づくり助成等支援事業として地域の産品、観光振興に関する情報の提供などなど、ふるさと情報プラザ運営事業なども行っているということでございまして、加美町では地域づくり助成等支援事業を平成21年度から活用しております。

具体的には、インターネットの地域産品発掘事業のウェブサイト、特産品クラブ場にやくらいワサビの取り扱い業者の企業と連携して掲載をしているというものでございます。これに係る経費としては初年度は無料でございます、次年度以降は月額1,500円ということで企業が負担をしているということでございます。ほかの県内でもこのセンターを活用している市町がふえてきているということでございます。

今後の、独立行政法人でございますから、刷新会議において事業仕分けの対象ともなっているということ、悩ましいことではございますけれども、その状況を見きわめながら、さらにこの事業を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、御案内のとおり今年度から、これ総務省が支援をしていただいておりますが、地域おこし協力隊2名を町で任用して、この地域活性化に一役買っていて、いろいろな面で活躍をいただいているということ御案内のとおりでございますので、来年度もこれを継続して進めてまいりたいというふうに、新たな人材を呼び込めるようにということで、今検討を指示しているところでございます。

続きまして、加美町都市計画の策定をというようなことで、大崎広域の都市計画に関して独自の加美町としての都市計画を住民参画で策定すべき時期ではないかという御指摘をいただきました。

この要件としては、当該町村の人口が1万人以上でかつ商工業その他の都市的機能に従事する者の数が全就労者数の50%以上であること、それから当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が3,000人以上であることが要件となっております。土地利用の建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を定めて一体とした整備や開発、保全する区域で県がこれを指定をするということになっております。

関連する上位計画として御指摘いただきました国土利用計画がございまして、都市計画法などの個別の規制法に基づく諸計画の上位計画として総合調整を果たす計画である土地利用基本計画が基本となるわけでございます。

我が町における都市計画につきましては、旧中新田町で都市計画を策定し加美町に引き継がれた経緯がございます。本年3月26日に大崎広域都市計画に変更されて現在に至っているとい

う内容でございますが、この計画内容でございますが、経過を申し上げますと昭和28年に都市計画道路の決定、現計画では9路線が引き継がれております。昭和56年には汚物処理場、ごみ処理場が決定をされ今日に至っております。昭和61年には公園緑地の決定ということで西田の公園とあゆの里公園が、この流れで今あるということでございますが、昭和61年の同じ年でございますが、公共下水道が決定をされ中新田地区でこの事業を進めてきたということでございますが、変更等を経まして現在の計画となっているということでございます。

現計画が施設に関する計画の道路、公園緑地、下水道、汚物処理場、ごみ処理場となっておりますが、これまでどおり変更等で柔軟に対応できるということ、また計画道路24キロメートルのうち10キロメートルほどが完成をしており、許可家屋が102軒に達していること。財政悪化により国からの補助が多くは見込めないことなどから、現時点では今後も現計画で対応していくことと考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、三つ目として農業政策についてお尋ねがございました。

先ほど澁谷議員からも御質問をいただきましたように、平成29年に全国和牛能力共進会が宮城県で開催されることになっております。私の公約でもございます和牛の里づくりと連携をして、畜産農業の活性化に取り組む考えはどうかということでお尋ねをいただきました。

5年に一度の開催ということで平成24年に長崎県の佐世保市と島原市において開かれる予定となっておりますが、その次が宮城県ということになるわけでございますが、これは県を挙げて文化・観光・農業をアピールする場としての経済波及効果も期待をされているということでございますが、ことしを振り返れば口蹄疫問題で畜産が非常に暗いイメージを持たれた年でもございましたが、宮城県関係で申し上げますと、先ほども話題に出ました茂洋の産子のすぐれた枝肉成績などとともに明るい話題が広がってきているというふうに認識をしております。

したがって、我が町といたしましても和牛の里づくりに関しまして昨年9月から検討いただいておりますが、本年6月に提言をいただきました。その中では、主業農家の安定的な規模拡大を支援する施策としての公共牧場を活用した周年預託施設の設置あるいは食味において特色のある牛肉づくりへの取り組みなどなどを提案をいただきました。一つ一つ大切に受けとめまして、財源や効果、確実な需要の把握、経営形態等精査して実現に結びつけてまいりたいというふうに考えております。その成果を29年に開かれる、この全国和牛能力共進会で発揮をするということになれば、一つのブランド化に結びつくものだというふうに考えて、この計画を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつ、御理解をいただき御協力をお願いを申し上げたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 人材育成の原点である学校教育、社会教育の重要性についてということでお答えいたします。

ゆとりと豊さを享受でき、子供から高齢者まで生きがいを持って創造的な文化活動や産業活動が活発に行われる地域社会の創造を掲げているまちづくりの基本理念に向かって、教育委員会としては、これまで町民のたゆまぬ努力によって築いてきた歴史や伝統を次世代に引き継ぐとともに町民憲章並びに町総合計画の基本理念、キャッチフレーズ、将来像に基づき自立・共生のできる人づくりと魅力あるまちづくりを目指すために、よき習性とよき品性を培う家庭、園、学校教育の推進、学びと仲間づくりのある活力に満ちた地域社会づくり、地域に根差した香り高い芸術文化の創造、喜びや健康を実感する生涯スポーツの振興を重点的に町民の生涯にわたる学習の充実に努めているところでございます。

学校教育におきましては、児童生徒が地域の文化や豊かな自然を誇りに思ってみずからの知恵と希望により創意工夫しながら学べる教育環境の整備充実や、教育機会の提供に努め、さらに現在特に就学前の幼児教育の重要性が大きく取り上げられておりますが、幼児が身近な環境で安全に伸び伸びと心身の成長をはぐくめる環境づくりを進めるとともに、幼児の発育を伸ばすよう幼児教育の充実により一層努めてまいっております。

そのためには、個々の家庭が大切であり、家族が相互の役割を認識しつつ、ともに信頼し助け合いながら望ましい家庭環境を構築して、関係機関や諸団体間のネットワークを密にして連携を図りながら、親と子、家庭が触れ合いを持てる機会を進めてまいります。

例えば、各種子育て支援事業の推進、またPTA活動の推進と強化などが上げられます。特にPTA活動では、各小中学校とともに単位ごとのPTAでは本当に充実した支援体制のもと、活動を活発化させております。また、それが集まった町のPTA連合の活動、これまた非常に充実して、10月31日の県のPTA大会を開催するというすばらしい事業をなし遂げたことなどがあります。

また、次世代を担う青少年の健全育成を推進するため、家庭、学校、地域が一体となって取り組める体制づくりや、地域におけるボランティア人材の協力のもとに、各行政区における青少年健全育成とグループ活動の奨励、支援に努めてまいります。

次に、社会教育におきましては町民が少子高齢化、情報化、国際化等の社会の変化に対応し、地域を知り、地域づくりやまちづくりについてみずから取り組める学習機会を提供すると社会

教育に努めてまいっております。とともに、今後人材活用を図るための人材バンクボランティアシステムの構築について検討してまいりたいと思っております。

また、町民みずからが健康づくりのため楽しめるスポーツレクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ施設、学校施設等の利用促進やスポーツ指導者の養成、総合型地域スポーツクラブの育成など地域スポーツの振興に努めてまいります。

人づくりは即席では実績は求められませんが、日々の積み重ねが肝要かと思っております。

最後になりますが、特に子供の教育ということにつきまして、子供を育てる学校教育に、家庭、地域の力は欠かせないものであります。親が、家庭が、地域が子供の教育にかかわることで、また子供の教育を通して親、家庭、地域がさらに力をつけていく、このことが地域づくりにもなることではないかというふうに思っております。そのために、近藤議員にお答えしましたが、親、地域が自由に入れる、より相互の関係を持つ開かれた学校づくりをさらに推進していきたいというふうに考えております。

今後とも御理解とより一層の御協力をお願いいたします。終わります。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それでは少し掘り下げて質問させていただきます。

まず、地域づくり、人づくりについてであります。

11月8日から10日、産業経済常任委員会で和歌山県湯浅町ほかの先進地行政視察を行ってまいりました。せっかく学んできたので、これを参考にしたいなと思いました。手づくりの身の丈に合ったまちづくり事業などを学んできたわけですが、その説明者といいますか中心人物が商工会事務局長の方でした。そこで印象的だったことを幾つかお話しさせていただきます。

まず、町の諮問機関として一般の町民の方が中心になり、委員が35人、協力推進委員として約300人でまちづくり委員会を発足したそうです。そして、夜商工業者や地域住民、この中には役場職員も含まれております、が参加してワークショップを2年間で250回実施したそうです。そしてまちづくり答申ということで町の方に提言をしたと。そして実施期間としては商工会が中心になってTMO構想ということで、まず計画を立て、そのときに通常コンサルタントが出てくるわけなんです、それではだめだと。まず住民の声、こういう町をつくるというコンセプトをとにかく自分たちで出すと。それで困ったときにそれをまとめる役として専門家、いわゆるコンサルタントの力をかりるということで進めてきたということでした。

大事なこととして、プラン・ドゥ・チェック・アクションですか、PDCAをきちんとやってきたということで、住民がつくったプランを執行者が仮に変わったとしても変えてはならな

いと。執行者が変わるたびに変わったのではだめだということです。そして議会としてはドゥの部分、実行の部分で議会が責任を持って実行するということ。それとイベントで人が来たからといって、必ずしも活性化にはならないと。人が来たからそれで終わりではないということのようです。それと、行政の役割は物品販売などではだめだと。イメージづくりを行い、その先頭に町長が立つと。私の町ではここが日本一なんだと、すばらしいんだと、そういったもののイメージづくりが大切だと。そして先ほど来出ていたような広報活動やテレビ、ラジオのメディアを使うことなど、これは先ほど近藤議員、町長の方からもあったように、ふるさとCM大賞などは非常にいい機会ではないかなと。つまり攻めの姿勢が必要だということでした。そして、ガイドの育成と。町を知ってもらう、そういったボランティアガイドの育成などが大切だということでした。同席した副議長のお話なんです、なんだこの程度かということをして、積み重ねることが特に重要なんだということで、最初はほんの小さなことでも10個、20個と積み重ねていっているうちに、どんどん、何か変わってきたと、町が少し元気になってきたなということを感じる、そういったことが大事だと。それと人と人、団体と団体などのつながりネットワークが必要だということをおっしゃっていました。

これをもとに、さて加美町においてはどうかということなんですが、まず行政のかかわり方です。この辺は商工観光課長も頭の痛いところだと思うんですが、イベント、そういったもので役場の職員の方々が休みを返上して、いわゆるここで言う物販といいますか物品販売や人手となって動いているようではなかなか厳しいと。やはり、今問題になっているように、商工観光協会とか商工会、そういった組織の強化や、先ほど町長が言われたように青年会など、そういった組織をきちんとつくり、行政はそれを側面からサポートしていくというところがまずは大事なのかなと。こういったようなことを加美町に当てはめていったときに、加美町にはすばらしい要素といいますか宝がいっぱいあると思います。それをまず掘り起こして、それをコーディネートする町民、そういった人づくりをしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

そこで、先ほど地域活性化センターの話、町長の方からもいただきましたが、たまたま今のニュースを見ますと、和歌山県湯浅町がセンターニュースということでふるさと情報プラザに出ておりました。そこで見つけたのが、平成23年度全国地域リーダー養成塾の募集でした。こういったものに研修、例えば地方公共団体の職員だとかNPO法人だとか、あと町長の推薦のある者とか、商工会、農協、こういった地域のリーダーをつくる、先ほどの種をまくということではないんですが、こういったものに人を育てるところに送り出すといった考え、こうい

ったものについて、まず町長、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 事例をわかりやすくお聞かせをいただいて御提言をいただきました。

一番大事なことは、そこに住む人々がどういう、自分たちの地域をどうしようかとする、その心意気といいますか、あたりから言われるまでもなく、おれたちの町はおれたちがつくっていくんだということの意識づけと申しますか基本的な概念といいますか、そういったものがあるかないかということ、なければそれをいかにして植えつけていくかということが一番の、民主党で言っているところの1丁目1番地と言えはそういうことになろうかなというふうに思っていて聞いておりました。

その上で、いろいろな施策における町のかかわり方についても、基本的にはそこに住む人たちがねじり鉢巻きをして祭りに参加するというのが一番理想であって、孔子が言っておったように近き者喜び遠き者来るといふものの原型がそこにあるんだろうというふうに思っていて聞いておりました。

したがいまして、その方向性を町としてもしっかりと構築をして、そのまちづくりの基本的方向を示していきたいというふうに思ったところでございます。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 次に、団塊の世代の方々の活用策ということで町長の公約の一つでもあったかと思いますが、先ほど教育長のお話にもあったように、生涯学習といいますか人材バンクといいますか、いわゆる退職した方のすばらしい持っている能力だったり、そういった経験を生かして人と人、団体と団体をつなぐネットワークづくり、ボランティアガイドとかそういった方々の育成や地域づくり、この辺に力を発揮していただくとか、そうすればその方々も元気になるし、町にとってもよきリーダーがあらわれるというようなことで活用といいますか手伝っていただくというような方向はいかがでしょうか、町長。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 3年半前、4年前になりますか、町長を目指すときに考えたことの一つとして、この要素は非常に大事なことでということで、今、木村議員から質問をいただきましたような構想を私自身描いたということでございます。

しかし現実的に、もう少しふるさとに帰ってくる人たちが多いのかなと思っておりました。現実的にはかなり少ないですね。私の予想をはるかに下回っているのかなと。しかし、中にはそういう知識経験を生かして自分でいろいろな創作活動をしたり、あるいは自分の趣味を生か

して、そういった方面でのグループをつくっておったりされておる方々もおるわけですから、こういった人たちを、今、御提言をいただいたようなガイド、あるいは意外とふるさとに両親がいる、しかし東京にもまだ住まいをしているという方々もおられるわけで、こういう方々にはふるさとのよさを発信をしていただく一つの司令塔のようなことで、都会においていろいろなPRをしていただく。この方策は今でも個人的な願いはしておるわけですが、いわゆる何々大使というような構想も、そういう固まりができれば、これを発信していくには非常に価値のある有用な人たちであるというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それでは、次の都市計画の関係に移りたいと思います。

加美町国土利用計画、これをよく読みますと、7ページ、ページはいいんですが、人口の推移予測というのがありました。平成22年度の想定人口は2万7,600人という想定で計画はつくられております。ほぼ年に100人ずつぐらい減るでしょうというような予測だと思うんですが、現実調べてみますと平成22年3月末では2万6,330人、10月末では2万6,168人ということで、想定した人口よりも22年3月で1,270人減っています。10月でも1,432人の減少ということで、思った以上の減少がなされています。

そして、都市計画においても県の都市計画審議会の方の御意見の中にも、今後の都市計画は、今まではもっともっと人がふえるということでの都市計画だったんですが、21世紀の現在は人の減少による都市計画を考え、その町に合った状況にしなければいけないというような御意見もあったみたいです。

そこでなんですが、加美町としてどういった町をつくっていくんだという一つの形のあらわれとして、都市計画をこの町の部分だけでもこのようにしたいということで考えてはどうかと。その中に、国土利用計画の中に、もしあるのであれば12ページに大規模な土地利用の転換というところがありました。公共公益施設、宅地造成など大規模な土地利用の転換を行う場合については、周辺地域に及ぼす影響が大きくかつ広範囲にわたるため、周辺地域を含めた十分な、事前に十分な調査を行うほか、住民説明を行って住民の同意を得ながら町民生活の安全性と健康性の確保に配慮し、町土の保全、環境の保全等を図りつつ適正な土地利用となるよう計画を進めるものとするということがありまして、住民アンケートというのも載っていました。その中にも、まちづくりという点でも、町の計画について町民の意見を聞きながら町が責任を持ってまちづくりを進めていくのがよいというのが55.6%と過半数を超えていたということ。それと、町政への参加というアンケート、これは町民の方の意見ですので、町長との懇談会、対話

集会があれば参加したいというのが最も多く29.5%、その次に自主的な計画づくりに対する提言や協力をしたいという方も23.7%を占めていましたということで、これから見るように、やはり自分たちの町をこのようにしていったらどうかということで、ぜひ声を聞いてほしい、そういうような思いもあるようであります。

そして、土地利用構想図というのがカラーであるわけですが、ここをよく見ますと、庁舎問題との絡みになるんですが、今後予定されている田川平柳線、あとは色麻下多田川線近辺は、この当時は依然として農地ということで黄色の表示であります。もしといたしますか、新しい庁舎をそこに建てて工業団地ということの構想があるのであれば、この土地利用構想図自体からもうちょっと考え直すといえますか、本当にそうしていくのが大事だといのであれば、きちんと構想を示し、町民の声を聞いて、そしてここに庁舎が必要だと、ここに工業団地が必要だということをやっていかなければ、この国土利用計画は平成17年2月22日町議会の議決を得た計画であるということで26年までの予定なんです、まだその途中であります。そうしたものを見直さなくてどんどんどんどんまちづくりを進めていくということはいかなものかということで、まず見解をお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

土地利用計画、国土利用計画につきましては、いわゆる国の国土利用計画法に基づきまして市町村計画をつくるということで、その市町村計画、国土利用計画をつくる際に当たっては町のいわゆる基本構想、総合計画を上位計画として、この基本に沿って計画をつくるということでございます。

平成17年に同じこの基本構想と土地利用計画を策定したわけですが、この基本構想におきましては、町の土地利用における基本的構成といたしまして三つに区分しております。山林・丘陵地帯、そして田園地域、市街地ということでございまして、この市街地としての開発と発展ということについて、この土地利用計画はうたっているということでございます。

それから、人口につきましても先ほどお話がありましたが、人口がふえていくという想定のもとでの計画にはなってございません。先ほど議員さんお話しのように人口を減少する形で計画をつくっているということでございまして、決して過大な計画となっているということではございません。また、この土地利用計画につきましては、前文といたしまして、この計画は社会経済情勢の変化等により必要に応じて見直しも行いますよというふうにうたっております。

現在、国勢調査行っております。その国勢調査に基づいた形で国土利用計画、あるいは町の基本構想というのが次の構想が練られるということでございますので、そのことをうたって26年度という、次の段階を持っているということでございます。ただ、今お話しのようなことにつきましては必要があれば検討していくということでございます。

○6番（木村哲夫君） 必要であればというよりは、もうそれはきちんとやらなければ、ここにこういう庁舎を建て工業団地を、そしてこういうまちづくりをしていくんだということの根拠といえますか、説明がつかないと思います。まず、やはり何度も前から言っているように、どういう町をつくるんだという基本的な青写真がないままに、さまざまな計画を進めていったのでは、後々、20年、30年、50年とたったときに計画性のないまちづくりになってしまうと、そういう観点から国土利用計画というものをみずから策定して、それが変わっていくのであればきちんとやはり議論する場、そして検討する場があつて当然ではないかというふうに考えております。

そして、都市計画においても県の方にも確認しましたが、大崎となったとしてもその自治体単位でこういった計画を変更するということであれば、県知事の承認は要るんですが、きちんとその町の主体性を重視すると。基本的な大崎としての加美地区、中新田、宮崎、小野田の位置づけは変わらないとしても、その中でもっとこういう町をつくるということに対しては県の方では全然問題ないですよというお話も土木部都市計画課企画調査班の方にもお伺いしております。そういったことを今後検討していく考えはないのか、町長にお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長お答えします。

議員御質問ありましたけれども、そのとおりでございます。ですから、今県の方いろいろお聞きしたということですが、確かにそのとおりです。それで、町としては庁舎問題等々の質問もありますけれども、これについては、この都市計画の中で田川平柳線、昭和53年ごろから要望して旧古川地区に抜ける道路として街路として計画していましたから、それをずっとやってきて中新田地域ではまちづくりを進めてきているわけです。その中の国土利用計画の中では、今回の合併後の図面には出ておりませんが、今の今回出す部分は商業ゾーンです。それから今のタカカツの部分、建っている部分も商業ゾーンです。それから今の中新田の城生前田、菜切谷、城生、あのゾーンは文化ゾーンで短大を誘致したいという考えでゾーンを設定しておりました。

そういう形の中で進めてきまして、合併に入りました。合併に入ってもこの田川平柳線につ

きましては街路から除いておりませんから、将来347号の迂回路あるいはバイパスとして大崎圏に抜ける道路として整備を要請してきたものが交付金事業で今年度から事業採択になりましたから、これを核として色麻下多田川線、これにつきましても都市計画の中新田地域の東回りのバイパス、457号線のバイパスとして申請した中で整備を進めていましたが、これはJ AスタンドあるいはJ A付近のパチンコ屋のところで用地買収で多額の計上をした、かかったということで三、四年事業を見合わせておりましたけれども、今回、田川平柳線が開通できる予算獲得ができたということで再開しまして、事業展開しているのが御案内のとおりです。

ですから、今回、国土利用計画の中で田川平柳線が開通し、色麻下多田川線が開通するとなれば、前の議会等でも御説明申し上げておりますけれども、約50ヘクタールぐらいの農地ゾーンがございます。あのゾーンは将来、今、質問があったように農地を転用して工業団地なり住宅地域なりの町の発展計画の中で整備のできるゾーンとして取り除いた経緯もございます。というのは、あのゾーンについては圃場整備をして農地の第一農地として整備する計画でございましたけれども、当時の地権者とはかなり圃場整備について折衝したのですが、大規模農家、今の専業農家的な方でございますが、その方たちはこういう道路計画があるんだとすれば、将来農地にするのでなくて宅地として整備をしていった中でまちづくりに協力したいというような申し出等々がありまして、圃場整備を断念しまして道路計画が進められてきた経緯もあります。

ですから、今議員から御質問がありましたように変更を必要とするんだったら早急にということでございますけれども、やはり御質問のとおり23年度に向かつては国土利用計画につきましては道路計画が推進されることになりましたから、早急に見直しをかけて、その場合に今研修されてきたことに対してのまちづくりが300人、あるいは35人の委員会等でワークショップも年間で250回ぐらいやられたというようなことですが、今、庁舎を建てようとしている分につきましては農振除外地で庁舎が建たなくても住宅なり商店街なり、そういうものが建てられるゾーンでございますから、それ以外の農地の部分につきまして、これからまちづくりをどうするか、どういう形で利活用するかというのは早急に検討し立ち上げていきたいという考えを持っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） わかりました。

これの見直しをやるということで、そしてさらに都市計画との関連も含めて総合計画というか国土利用計画の再検討をされるというお話でよろしいわけですね。

それでは最後に、時間もあと10分しかないので畜産についてお伺いいたします。

まず農林課長にお伺いいたしますが、まず町の畜産の状況を教えていただければと思います。

その中で、特に保留牛の数と助成金の状況、こちらを中心にお願いいたします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長お答えします。

保留牛の状況と申しますと、いわゆる……。いわゆる導入に関して基金の話で午前もありましたので、その頭数が22年3月末で338ということでございます。

飼養頭数ではございませんでしたよね。（「午前中の数ですよ、330」の声あり）

○議長（一條 光君） もう一度。

○6番（木村哲夫君） 保留牛ということで、要するにこの町から外に出したり売らないようにいい牛は残すということで3万円から5万円の補助金というか助成金を出して、できるだけこの町の雌牛というか、残すという牛で補助金を出しているというお話もいただきました。

それで、牛の値段というのは、何か5年ぐらいのサイクルがあるという話を聞きまして、平成17年、18年、19年あたりは高かったんですが、今非常に厳しい状況で少し上向いてきていますと、そういった値段の高いときにどうしても売ってしまうとか手放してしまったりということもあるので、この町にとどめるという意味で助成金を3万ないし5万出してとどめている。要するに、この町の牛を守るといいますか、乳用牛の方は、町の資料を見ますとそんなに減っていないようですが、肉牛の方はどんどんどんどん減ってきているような状況に見ました。その辺でどういった補助というか体制をとっているのかお伺いしたいんですが。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 雌については、雌の保留ではなくて繁殖の導入に対して、いわゆる基金を使って導入しているということでございます。繁殖牛は22年度は36頭でございます。

それで、助成金はこちらで直接支出していませんで、助成金は肉用の子牛を導入、地元産の肉用子牛を導入していただいた場合、午前申し上げました、1頭2万円を助成させてもらっているということです。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それと和牛農家の方に、肥育農家というんでしょうか、お伺いしました。それで和牛の里構想についてどのようなお考えですかということでお伺いしました。それで、町民というか我々にとって大事なことは町の産業として畜産農家のことを理解したり現状を理解してもらった上でこういった構想をする。そのためにはいろいろな資金もかかるわけなので、

そういった理解をしてもらうことがまず大事ではないかと。それでこの町にはこういう畜産業、こういう肥育業といいますか、そういったものが必要なんだと。だから、こういう政策を打つんだと、こういう理解がなければなかなかいい構想でも進まないのではないかというお話もいただきました。これは、先ほど来ずっと言っているように人づくりでもまちづくりでも、とにかく理解を説明していく、そういったことが必要なのではないかなというようなふうに感じました。

最後に、和牛オリンピックについて、先ほど町長のお話もあったように24年に長崎であるようですが、そのパンフレットといいますか資料なんかをインターネットなんかで見ますと、町長のお話にもあったように農業だけでなく観光とかそういったまちおこしなんかにもつなげていくということで、その農家の方に聞くと栗原とか登米の方が畜産、酪農が多いということなんです。ぜひ加美町としても29年の和牛オリンピックに参加といいますか招致といいますか、そのぐらいこもこういった畜産、盛んなんだということで、その会場の一つだったり、もしくは何かのかかわるようなことをしながら、町の活性化そして農業の発展につなげていくことはできないものかということで、町長、その辺構想ありましたらお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 先ほども冒頭の質問でお答えをしました。この和牛オリンピックなるものが我が町の、今お話をやりとりさせていただいた和牛の里構想などと絡めて一つのブランドの発信基地としての加美町を売り込むいい時期に当たっているのかなというふうに思っております。

具体的には、ことし残念ながら雨でございまして、販売、要するに引き換えだけになってしまったんですが、べごっこまつりは、これは県内でも私は有数、トップの規模かなというふうに思っております。こういったこと先ほどのCM大賞ではないんですけれども、こういったものを絡めてしっかりと発信をしていくということ、その招致活動といいますか会場のことになると、これまたちょっと別な要素があるようです。しかし、我が町も和牛の里としてこの共進会には非常に関心をもっているということの発信は既にさせていただいておりますし、今後関係する団体等強力に訴えていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それでは最後、答弁は必要ありませんが情報発信するということで幾つかお話ししました。これとはちょっと違うんですが加美町でやっているリフォーム助成、こういったものはもっともっと他町村、他県にもPRされていればよかったのかもしれないですが、

実はこんなに素晴らしい政策を副町長が音頭をとっていたと聞きますが、そういったいいものをなかなか外に発信していないというような状況が、この何カ月か見えています。町のよさ、そして発信すべきものがたくさんあるので、それをぜひやりながらいい町をつくっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（一條 光君） 以上を持ちまして6番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

通告6番、15番新田博志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔15番 新田博志君 登壇〕

○15番（新田博志君） お許しをいただきましたので、自治基本条例の制定についてという題で質問をさせていただきたいと思います。

地方分権の時代という言葉が出てきて三位一体改革で地方へ権限も財源も分けるという話だったのですが、財源の方だけは余り来ずに地方が疲弊してしまいました。

最近では地域主権などとも言っておりますが、要するに政府は地方にまで手が回りかねるようになったので、地方独自の活性化策を自分で発信しなさいということかとも思われます。

国は、国土の均衡ある発展の時代は終わったと言っているわけです。平成11年の改正地方自治法以後、地方の裁量権は大きく増大したわけであります。そのような状況から、自治体の憲法とも言われる自治基本条例が次第に多くつくられるようになったわけですが、我が町にはまだそのようなものはありません。

地方はその魅力を高め、住みたい町をつくって人を呼び込んでいくことが必要になってきております。そのためにも、独自の自治基本条例をつくることが大切になってくると思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 新田議員の御質問にお答えを申し上げます。

自治基本条例の制定についてということで、この件につきましては午前中に一條 寛議員からも同様な御質問をいただいたということでございますが、御指摘のように平成11年の改正自治法、翌12年4月1日に施行された地方分権一括法などによって、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化をし、地方分権が展開することとなりました。その流れの中で、我が加美町の誕生もあったのかというふうに、今振り返って思っておるところでございます。

このことは、本来国と地方自治体の上下関係から対等協力への関係に変わるということで、

非常に画期的なものであるというふうに思っておりました。そして時代が変わったと申しますか、昨年の政権交代によりまして地方分権改革では国と地方のパートナーシップは築けないということで、当時の鳩山政権は昨年9月の閣議決定で明治以来の中央集権体質から脱却をして、地域住民の一人一人がみずから考え主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う地域主権へこの国のあり方を大きく転換したいとして、地方にできることは地方にゆだね真の地域主権国家を築くための改革を推進するという表明をいたしたのであります。

これを受けまして、その後引き継いだ菅内閣は、さきの国会に地域主権改革関連3法案を提出することとしておりましたが、自民党から地方分権とどう違うのかと、国家主権や国民主権との関係が不明確であると指摘を受けまして、民主・自民・公明3党協議で法案から地域主権を削除することで合意したとの報道がありました。

言葉のやりとりは別といたしまして、この住民も地域も生活していく上でさまざまな課題をみずから解決し、豊かに暮らす社会をつくるために住民議会、行政の役割と責務を明確にする自治基本条例を制定している自治体が最近ふえてきているということも事実であります。

基本的には先ほど木村議員が御質問の中で述べられたように、自分たちの地域は自分たちでつくっていく、そのためにどうするかということになるかというふうに思うわけですが、一條 寛議員の御答弁でも申し上げましたように、要するに自治基本条例というものは、ある意味で今まで町で定めた条例の上をいくという自治体の最高機関といえますか、そういう位置づけになるということで、これはそう思いつつもいろいろなこれまで踏まえてきたものをもう一回検討し直さなければならない問題がそこにあるというふうに私自身思っております。

地方分権、地方主権を唱えておる内閣でございますが、12月1日にございました全国町村長大会、私は4回目の出席でしたが十何年参加をしている首長さんもいたわけですが、総理大臣が出席をしなかった全国町村長大会は初めてであるということで、ある面での憤りを、会場がそういう雰囲気であったということも事実であります。

そのことはいろいろな事情があるにせよ、地方主権をうたうのであれば、総理みずからが語りかけをしていただきたかったなというふうに私自身も思いますし、また、担当大臣であります総務大臣も代理副大臣の出席でございました。というふうに考えますと、この地方分権、地方主権というものは、みずからの自治体がやはり地方からの声をしっかりと積み上げていくこと、あるいは我が町でできることはきちっと自分たちのあれでやれることということにしていきたいという思いは、非常に強く持った今度の大会であったということでもあります。

しかしながら、依然として税の配分、その機会均等の方法というものは相変わらずのもので

ございますから、先ほども御質問が出ておりました地方交付税の配分の問題等々においても、これは一つの国税として位置づけられている面があるとすれば、これもこれまでと変わらない方法で配分をされることになるわけでございますし、そういった面で、自治体が独自の色を出してやっていくということの、その半面難しさもそこにあるということも事実でございます。

いずれにしろ、この自治基本条例を制定をするという方向をつけるにしても、そういった意識の持ちよう、そしてこのこと自体が本当にいいものなのか町独自のものを打ち出せるのかどうか。新田議員の質問の中にもあります「独自の」という文言に至りますと、かなりこれは熟慮を要する事案であるなというふうに思っております。方向性としてはそういう時代にといいいますか、これをつくったところが先進自治体であるというようなお墨つきを本当の意味でいただくことができるのかどうかということも、私自身はもう少し検証を要する問題であろうというふうに思っているところでございます。

議論の中で認識をさらに深めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 一條議員の質問や木村議員の質問は、どちらかという住民参加の立場からの条例制定の話だったものですから、そのことは先ほど十分お答えいただいたということで、別な観点からちょっと二、三お聞きしておきたいなと思ったのでありますが、今の町長の答えが答えだったものですから、最後に言おうと思っていたのを最初に言ってしまいますけれども、行政というか地方自治体は、条例を完璧なもので仕上げなければいけないと思っている節があると、私らはいつもそう思うのでありますが、別にそうでなくてもいいだろうと。それで、そういうふうに考えているから、ちょっと条例を制定するのに二の足を踏んでいるのかなということがありますので、今の話のように、一番最初につくったニセコ町ですか、そのニセコ町のまちづくり基本条例には、あらかじめ定期的に見直しを行うことを条文化しているのがありますね。これは、条例は改正できるものであると、改正していくんだと、条例は改正を繰り返していくことによって育てていくことができるものであるという考え方に立ってつくれば、それほどびびって先延ばしにすることもないのではないかと思いますのでありますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 当時のニセコ町長は今、逢坂代議士になって総理補佐官も経験をされた方でございます。お話を聞いたこともありますので、その精神というものを否定するものではないわけでございますが、いずれ、そのことがひとり歩きするといえますか、町の最高規範性

を持つというようなことになるという性格のもの、これを規定する必要はないという御意見だというふうに思いますが、ある面で、これを制定してきた町、それぞれの事情があるわけですが、ほとんどこれもう前文くらいが違うだけで中身が同じというのがこのところのこの自治条例の中身のようにあります。

したがって、このことを考える場合には新田議員がおっしゃる独自のという、その町の特徴、独自性、これをどこで発揮をするかと。しかもそれがこれまであったいろいろな条例にどのようにかかわりが出てくるかということも検証しなければならないということを申し上げておるわけでございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） もちろん、条例というものは議会の議決を経なければつくれないものがありますから、自治体の意思として決定されて、いろいろな施策や計画などを制約するものであるということは確かでありますので、慎重を要するということもわかるのであります。

自治基本条例をつくるに当たっては、地域の課題は何かとか、今後どんな地域にしたいのかとか、条例をつくることによって何が実行できるのか、実施できるのか、実現できるのかと考えていくことが必要でありまして、その中で独自のものを出すと。独自のものが出ていっていろいろな発信がされた場合には伊達市のようによそから人が集まってくる町もつくれるという、今、逆に言うとチャンスでもあるかもしれないなという考え方に立つと、これは進めていく価値があるのではないかと、今後のまちづくりのためにぜひとも条例制定でなければならないのではないかとと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） それぞれの自治体で、既に宮城県においても数カ所といいますか制定をしている町、市もあるわけございまして、これから今準備を進めているところもあるということも聞いております。

その精神についての問題について、さらに検討をしていかなければならない問題があるんだろうというふうに思いますが、状況等について担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

今、町長申しあげました県内でございますけれども、亘理町、東松島市が平成20年度、柴田町が平成21年度ということで、どちらもまちづくり基本条例というものを設定しております。

この三つの町の違いといいますか、亘理町は少し短い条例で、東松島市と柴田市は30条を超

えるような条例なんです、亘理町と東松島町には住民投票制度を入れておりせん。柴田町は入れております。住民投票制度、午前中の町長の答弁にもございましたけれども、いわゆる国の法律で決められて行使できるものがございます、住民として。それからあと、いわゆる今民主体が新しい総務大臣になって地方自治法の中で住民投票制度を入れると、改正して入れるというような動きもございます。そういうのもある中で、いろいろな市町村の、これは住民投票に限って言えばなんです、50分の1以上で住民投票を請求するという、有権者のですね。その50分の1の場合は、それを受けて議会が12分の1の賛成同意をすれば住民投票に移る。あるいは有権者の4分の1の署名があれば、それを住民投票に即移すとか、それを18歳にするとか外国人も入れるとか16歳、さまざまなことがございます。それらをどのようにしていくかということもございますし、それからあと、今宮城県で進められている登米市がまちづくり条例というのをつくろうとしています。やっているんですが、これは平成21年度から足かけ3年かけています。来年23年度もまだ工程表の中でいうとまだ途中で、24年度を目指すということで3年ぐらいかけてやっています。

ですから、そのようにさまざまな、さっき町長が申しあげましたような最高規範の条例ということになると、現在行われている町の制定されている条例との関係も調べる必要がございます。それからもう一つ、新田議員さんがおっしゃったような、何度も見直せばいいじゃないかと、ニセコでは最後のところに4年を経ずに見直しをするというような、たしか条文がありました。ただ町として条例を出すときに、そういうふうに行くのかなと。当然、見直しということとはどんな条例でも必要になればあると思いますが、あらかじめそれをということで作るというのも、やはりそれがちょっと公務員の悪いところだと言われればそうかもしれませんが、やはりある程度一つの条例として出す場合には、単に瑕疵のないようなものをつくらなければならないということもございますので、町長申し上げたように十分な勉強をさせていただきたいということでございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） それでは、検討には入っていただくというふうな考えでよろしいですかね。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 副町長が今私の方を見て勉強と。勉強させていただきます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 実は、そろそろ議会としても議会基本条例なるものを勉強していかなけ

ればならない時期に入っているかなと思っております。それで、実は議会基本条例をつくるに当たっては、自治基本条例とリンクしていますから、自治基本条例が議会の方にまで激しく踏み込んでおりますと、議会基本条例は要らなくなるわけでありまして、その辺のリンクしている部分もありますので、ぜひお聞きしたいなと思っておりました。

それで、話ちょっと変わりますが、長野県の飯田市というところは、実は議員提案で自治基本条例をつくってしまったんですね。そういう町もあります。私らはそこまでやる気は今のところありませんけれども、やはりお互い切磋琢磨していい町をつくっていくためには、今後、そういう検討も必要になるのではないかなとも思います。

最後に、町長以外は答えづらいでしょうから、やっていこうかなとか、まだ早いかなとか、その辺の話をお聞かせいただきたいと。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 総務建設常任委員長でもある新田議員の御提言と受けとめておりますが、議会でも活発な議論を展開されることを御期待申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 返事はいただけなかったんですが、このぐらいにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして15番新田博志君の一般質問は終了いたしました。